



# 羅針盤 No.51

**東港金属株式会社**  
 東京都大田区京浜島2-20-4  
 電話 03-3790-1751  
 URL <http://www.tokometal.co.jp>  
 (見学受付)  
 電話03-3790-1751 又は 各営業担当

6月梅雨の季節です。今年の夏は5年ぶりにエルニーニョ現象(東太平洋の赤道付近の海面水温が平年に比べて高くなり、その状態が半年から1年半程度続く現象)となる可能性が高いと言う事で、梅雨にも影響が出るそうです。関東地方の梅雨入り、梅雨明けはいつごろになるでしょうか。ただ梅雨の間も晴れる日が多く気温も高くなるため、熱中症に要注意との予報です。夏よりも6月が多い紫外線も気になります。仕事に、遊びに夢中になってダウンすることの無い様にしましょう。ただ、夏は冷夏らしいです。そして今年の6月は、男子サッカーのワールドカップが話題でしょう。12日の開会式を控えて、まだまだ準備が間に合わないという情報。日本選手の宿舎も未完成とか。ブラジル人気質は、最後はなんとかなるさ、というらしいですが、全世界が注目するワールドカップです。無事に開催され、日本チームが活躍することを祈りましょう。日本の第1戦は14日22時(現地時間)、時差12時間です。日本時間15日10時から。対戦国はコートジボワールです。頑張れ日本!



(ガクアジサイ)

東港金属株式会社は非鉄・スクラップの買取り、産業廃棄物の処理をお受けいたします。身近なリサイクルパートナーとしてお気軽にご相談ください。

## ☆羅針盤

## 鉄・非鉄スクラップ・市況からの6月予測

営業部 Y の考察

- 鉄スクラップ** → 考察) 5月は、東京製鉄宇都宮工場が500円/トン下げ。6月に関しては、輸出価格も低調であり国内電炉各社も粗鋼生産量も減少していますが、スクラップの発生が悪い為横ばいと思われる。
- 銅** → 考察) 月初LMEは6,720ドル/トンでスタート。中盤に6,900ドル/トン、国内銅建値760,000円/トンまで上がりましたが、円高・ユーロ下落で一時750,000円/トンに下がり、最終的には760,000円/トンで落ち着きました。6月は、不安定な世界情勢の影響もありますが、横ばいと思われます。
- アルミ** → 考察) 5月は、LME1,760ドル/トン台でスタートし、最終的には1,830ドル/トンと上昇しました。上物は多少上がりました。6月は、行政関係のアルミ缶プレスは高値が出ているようですが全体的には、横ばいと思われます。
- プラスチック** → 考察) 4月からの下げ傾向は続いており、6月も下がると思われます。

### 5月予測の自己評価

鉄スクラップ	×	アルミ	×
銅	○	プラスチック	○

## ☆羅針盤

## 廃棄物処理法の罰則

羅針盤27号で「産廃の処理責任と委託契約について」を掲載しました。その中で、廃棄物処理法第3条で事業者の責務として、「その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」こと、そして同法第12条の第5項で「事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については産廃収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産廃物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない」とされていることを説明いたしました。

委託するに当たっては委託元となる事業者(排出事業者)と委託先の産廃収集運搬業者と産廃処分業者と、各々契約を取り交わすことが必要です。また、委託した産廃は処分が完了するまで排出事業者の責務は終わりません。

今回は産廃の排出事業者として処理を委託する際に気をつけなければいけないルールについて、廃棄物処理法の罰則を基に紹介致します。

### 【廃棄物処理法の罰則】

[法第25条] 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金

- ・無許可事業者への処理委託
- ・廃棄物の不正輸出(国外輸出するには、環境大臣の許可が必要)
- ・廃棄物の“野焼き”や“不法投棄”

[法第26条] 3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金

- ・委託基準違反(処理委託時は、事前に収運業者、処理業者とそれぞれ文書にて委託契約書を取り交わすこと)

[法第29条] 6ヶ月以下の懲役、又は50万円以下の罰金

- ・管理票(マニフェスト)の交付なし、又は虚偽の記載(処理を委託する場合は産業廃棄物管理票の交付が義務付けられている)

[法第32条] 両罰規定(対法人)

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、廃棄物処理法に掲げる規定の違反行為をしたときは、その法律違反をした本人のみならず、その人を雇用していた法人又は使用者も罰金刑を科する。

最高3億円の罰金。

従業員の個人的犯罪で、会社が命令したわけではない事でも、両罰規定に基づき法人として廃棄物処理法上の罰金刑に科せられてしまいます。マニフェストの運用に関する違反も両罰規定の処罰対象になっています。



## 私のゴルフ人生

(第1話)

初めまして、今回から半年間連載をさせていただきます営業部の長谷川と申します。

昭和43年2月12日の浅草生まれの46歳でございます。皆様にお伝えするような内容ではありませんが、私の半生を綴らせて頂きます。最後までお読みくだされば幸いです。

さて、私が東港金属に入社以来早6年3ヶ月が経ちました。前職は、全国のゴルフ会員権売買業の会社に、23歳から40歳まで17年間勤めました。その会社へ入社した当時は、バブル崩壊の煽りで会員権相場は急落の一途を辿り毎年相場が下落し続け、退社する頃には会員権という存在価値自体が薄れてきた時代になっておりました。

傍から見れば、そんな阿漕な商売から転職せずに、よく17年間も長続きしたものだと思われるでしょうが、私には転職出来ない理由がありました。

それは、将来父親の会社(O社)を継承する為の修業ということでした。O社も同じ業界で日本橋に事務所を構え、この業界では草分け的な存在で一目置かれる立場にありました。

平成元年バブル最盛期に、O社で大きな事件が勃発いたします。

米国テキサス州ダラスにあるリゾートホテルとゴルフ場をO社が買収。現地新聞にも大きく記事が掲載されました。当時父親から「お前はダラスに行ってホテルの運営に携われ」と言われたことを思い出します。この契約締結にあたり着手金として1億円の支払をしたものの、様々な問題が発生、結果的に契約は決裂、1億円の着手金は戻ることはありませんでした。

しかし、父親はこの失敗でめげるところか次の事業に手をつけました新宿の一等地に地下2階地上4階の総工費20億円の自社ビルを建設したのです。1階の一番広いフロアに郵便局が入り全12のテナントはすぐに埋まりました。

懲りない父親だと思いつつも、将来はO社を継承し、ビルのオーナーとして家賃収入で悠々自適な暮らしが待っているなどという淡い妄想を、一人膨らませニヤついていました。ところが、バブルが崩壊しゴルフ会員権の資産価値は急落、新規募集でゴルフ場のオープン心を待ちしていたメンバーの会員権は紙切れ同然となり、業界のイメージは著しく低下いたしました。O社も本業の収益が年々悪化、また相次ぐテナントの撤退により家賃収入は減少、家賃はすべて金利返済に回され、なんとかその場しのぎはしたものの長くは続かず、自宅を競売に追い込まれる状況にまで深刻化してゆき、悠々自適な暮らしをしている将来の想いは、まさに泡(バブル)となって消えていきました……

1回目から重苦しい話になってしまいましたが、今回はこの話の顛末と、若き青春時代をゴルフに注ぎ込んだ、すこし夢のある話をさせていただきます。乞うご期待!

長谷川 武史 (営業部 主任)